

2015 年 10 月 14 日

「LT会」会報第 15-05 号(総 154 号)

上海 LT コンサルティンググループ

2015 年 10 月から企業の登記制度改革を実施

国務院弁公庁の『三証合一』登記制度改革の加速推進に関する意見(2015 年 6 月 23 日付)とそれに受けた工商総局等 6 部門の「国務院弁公庁『三証合一』登記制度改革の加速推進に関する意見」の徹底遂行に関する通知(2015 年 8 月 7 日付)の要求に基づき、2015 年 10 月 1 日から中国全土の各省市が『三証合一(三証書の統一)』登記制度改革を全面实施し、『一照一碼(一ライセンスに一ナンバー)』の登記モデルが実行に移された。

本稿では、上海市及び江蘇省の工商行政管理局から出された本件に関する公告に基づいて新しい登記制度の概要を紹介する。本件は全国統一制度であり、基本的には共通した内容となる各地でニュアンスに微妙な違いがある点に注意されたい。

貴社の現行営業ライセンスは 2017 年 12 年末までに交換しないとその時点で失効する。弊社では新しいライセンスへの交換手続を代行するので、ご希望の向きは弊社担当者までご相談いただければ幸いである。

1. 実施範囲

(上海市)

今回の『三証合一、一照一碼』登記制度改革は、全市内の各種企業と農民專業合作社(分支機構を含む、以下「企業」という。)を対象とする。個人営業の工商事業者は暫時今回の改革範囲に含めない。

(江蘇省)

今回の『三証合一、一照一碼』登記制度改革は、全省内の各種企業、農民專業合作社、外国企業の常駐代表機構(分支機構を含む、以下「各種市場主体」という。)を対象とする。そのうち、会社形態ではない外商投資企業と分支機構、外商投資パートナー企業と分支機構、外国会社の支店、中国国内で生産経営活動に従事する外国企業、外国企業の常駐代表機構の 7 種類の市場主体は、システム変更のため年末まで実施を遅らせる。個人営業の工商事業者は暫時今回の改革範囲に含めない。

2. 改革内容

(上海市)

『三証合一、一照一碼』登記モデルの実行後、新設企業の登記は『一窓受理、互連互通、信息共享(一つの窓口で受理し、相互に連絡し合い、情報を共有享受する)』で行われる。工商行政管理局により審査発行される工商営業ライセンス、質量技術監督部門により審査発行される組織機構コード証、税務部門により審査発行される税務登記証は、工商行政管理局により審査発行される法人とその他

組織の統一社会信用コード(以下「統一コード」という。)を記載した一つの営業ライセンスに改められる。具体的な要求は以下の通り。

- (1) 企業登録登記の際は、一枚の申請用紙に記入し、申請資料一式を提出すればよく、営業ライセンス、組織機構コード証、税務登記証の申請資料を別々に提出する必要はない。
- (2) 各級工商行政管理部门あるいは市場監督管理部门(以下「企業登記機関」という。)は、企業設立、変更登記及びライセンス交換を申請する際に、統一コードを記載した営業ライセンスを審査発行するとともに、現行企業信用情報公示システム上に公示する。すでに設立された企業が変更登記或いはライセンス交換を申請する際は、企業登記機関に対し原営業ライセンス、組織機構コード証、税務登記証を返却しなければならず、組織機構コード証と税務登記証を受領しない場合は、組織機構コード証と税務登記証が未処理であることの声明書を提出しなければならない。企業に『一照一碼』の営業ライセンスが交換発行された後、原営業ライセンス、組織機構コード証及び税務登記証は自動的に失効する。
- (3) 企業が関係登記を行う際に必要な登記申請文書と提出資料基準は、上海市工商行政管理局ホームページ(www.sgs.gov.cn)からダウンロードできる、また各級登記機関窓口で受け取れる。企業設立と変更ライセンス交換はみな無償で行う。

(江蘇省)

2015年10月1日から、各種市場主体を新規設立する際は、これまで工商行政管理部门、質量技術監督部門、税務部門に対し別々に工商営業ライセンス、組織機構コード証、税務登記証の申請手続きが行われていたものが、直接工商行政管理部门(市場監督管理部门)に対し登録登記を申請し、統一社会信用コードが記載された営業ライセンスが審査発行さえる形に改められた。

『三証合一、一照一碼』登記モデルの実行前に設立された各種市場主体が変更登記を申請する際は、登記機関に対し原営業ライセンス、組織機構コード証、税務登記証を返却しなければならない。組織機構コード証と税務登記証を失くした場合、申請人は遺失公告を掲載した新聞の切り抜きを提出しなければならない。企業に『一照一碼』の営業ライセンスが交換発行された後、原営業ライセンス、組織機構コード証及び税務登記証は自動的に失効する。

各種市場主体が関係登記を行う際に必要な登記申請文書と提出資料基準は、江蘇省及び各地工商行政管理局ホームページからダウンロードできる、また各級登記機関窓口で受け取れる。企業設立と変更ライセンス交換はみな無償で行う。

3. その他事項

(上海市、江蘇省)

2015年10月1日から2017年12月31日までを改革の経過期間とする。経過期間において、企業は交換発行されていない証書・ライセンスを引き続き使用可能であり、関係税務登記は従来の法律制度に基づき執行される。経過期間終了後は一律に統一コードが記載された営業ライセンスを使用して関係業務を行うこととし、未交換の営業ライセンスは無効となる。

以上